**緊急輸送道路等沿道建築物の耐震診断・耐震改修費等補助**

１、補助制度の概要

　　　地震発生時において沿道建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な輸送路及び避難路を確保するため、緊急輸送道路等沿道建築物の耐震診断・耐震改修等（除却を含む）を実施するものに対し補助金を交付するものである。

２、補助の対象

○昭和56年5月31日以前に着工された緊急輸送道路等沿道建物であること

※緊急輸送道路等とは、刈谷市防災計画及び刈谷市耐震改修促進計画に位置付けられた緊急輸送道路及び避難路をいう（緊急輸送道路・主要避難道路網図参照）

○規定の高さを超える建物であること

　　　　■道路幅員が12ｍを超える場合

　　　　　道路幅員の1/2を確保する

　　　　■道路幅員が12ｍ以下の場合

　　　　　道路幅員6ｍを確保する

○区分所有された住宅の場合は、管理組合で合意形成が図られたもの

○建物所有者と使用者が異なる場合は、所有権等を有する者全員の同意を得たもの

○耐震診断の結果、地震に対して安全な構造でないと判断されたもの（※耐震改修等の場合）

３、補助金の額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **補助対象経費** | **補助金の額** |
| **耐震診断** | 1. 延べ面積が1,000平方メートル以内の部分

1平方メートル当たり３,６00円を乗じて得た額1. 延べ面積が1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以内の部分

1平方メートル当たり1,500円を乗じて得た額(3) 延べ面積が2,000平方メートルを超える部分1平方メートル当たり1,000円を乗じて得た額 | 対象経費の3分の21棟につき180万円を限度とする |
| **耐震改修****及び除却** | 延べ面積1平方メートル当たり47,300円を乗じて得た額 | 対象経費の5分の21棟につき1892万円を限度とする |

４、補助申請の手順

　　○交付申請

○補助金交付決定通知

　　○耐震改修等着手届（※耐震改修等の場合）

　　○着工または診断の実施（補助金交付決定通知前の着手は不可）

　　○工事等の完了

　　○実績報告

５、その他注意事項

○一般に、申請から実績報告までが年度内に完結する計画とすること

○本補助制度の施行期間は、平成３１年3月31日を期限とする

お問合せ先　　刈谷市役所建設部建築課審査係　 TEL62-1021